

国不建キ第8号
令和5年6月14日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインの一部改正について

建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示460号）の内容をより具体的かつ明確に示し、建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を平成31年に策定したところです。

令和4年に建設キャリアアップシステムへの登録技能者数は100万人を突破し、技能者の3人に1人が利用する水準に至りました。国土交通省としては、登録技能者の処遇改善を進めるため、令和5年夏頃を目途に、技能・経験に応じたレベル別の賃金目安を示し、職種ごとに、レベルにあわせて賃金が上昇していくよう取り組むこととしており、より一層の能力評価の普及に向け、下記（1）（2）のとおり、ガイドラインの改正を行いました。

つきましては、告示及びガイドラインの趣旨及び内容をご了知いただき、ガイドラインの改正について会員企業等への周知徹底にご協力をお願いいたします。

また、専門工事業団体等におかれましては、新たな登録基幹技能者講習の創設とあわせて能力評価基準及び能力評価実施規定の策定に向けた取組について積極的なご対応をお願いいたします。

さらに、元請団体におかれましては、令和6年4月1日以降の就業履歴について、経歴証明による証明ができなくなることを踏まえ、技能者に不利益が生じないよう、現場における就業履歴が適切に蓄積されるための環境整備を徹底いただくようお願いいたします。

【主な改正事項】

(1) 経歴証明の提出期間の延長

建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステムにより客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験（職長・班長としての就業年数）を評価することを原則としておりますが、ガイドラインにおいて、建設キャリアアップシステムに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、就業年数、マネジメント経験については、令和6年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り、所属事業者等により作成された経歴証明の提出を認めているところです。

この度、令和6年3月31日までの就業年数、マネジメント経験については、令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合には、所属事業者等により作成された経歴証明の提出を認めることとします（別添4参照）。

(2) 上位資格を保有する場合の取扱い

この度、能力評価基準に設定されている資格の上位資格を保有している場合には、下位資格を取得していない場合であっても、下位資格も保有しているものとして取り扱うことを認めることとします（例：レベル4の1級〇〇士を保有していれば、レベル3の2級〇〇士も保有しているものと取り扱い、レベル3の1級〇〇士を保有していれば、レベル2の2級〇〇士も保有しているものと取り扱う等）。